

## インボイス制度開始に伴う請求書の様式変更について

令和 5 年 9 月  
下関市上下水道局

令和 5 年 1 0 月 1 日から導入予定である適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）の開始に伴い、請求書の様式を別添のとおり変更します。

令和 5 年 1 0 月 1 日以降の課税取引については、現在の様式（旧様式）の請求書はご使用いただけないため、インボイス制度導入開始までの期間に新様式へ移行していただきますようお願いいたします（令和 5 年 9 月以降のご請求から新様式をご使用いただけます。）。

なお、適格請求書として必要な事項（登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等）が記載されていれば、独自の様式をご使用いただいても構いませんが、可能な限り別添の新様式をご使用いただきますようお願いいたします。

### ○新様式の掲載先

#### ※物品

下関市のトップページ  
→ くらし・手続き  
→ 下関市上下水道局  
→ 物品の売買・修繕等\_上下水道局  
→ 入札・見積合せに係る様式集（物品）  
【URL】  
<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/site/water/57555.html>

#### ※工事

下関市のトップページ  
→ くらし・手続き  
→ 下関市上下水道局  
→ 建設工事等\_上下水道局  
→ 入札・見積合せに係る様式集（工事・委託）  
【URL】  
<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/site/water/58243.html>

### ○お問合せ先

下関市上下水道局 経営管理課 契約管財係  
電話番号：083-231-8851

※インボイス制度に関するお問合せは、納税地を所轄する税務署に  
お願いいたします。